

新規採用職員を募集します

問 伊奈庁舎総務課（内線2104）

申込期限 8月24日(月) 午後5時15分

申込方法 いばらき電子申請・届出サービス
からお申し込みください。



採用までの流れ

申込期限 8月24日(月) 午後5時15分までに申し込む

一次試験 ①動画試験：8月27日(木) 午前9時～9月7日(月) 午後5時
②SPI3 - U：9月12日(土)

二次試験 個別面接：10月中旬から下旬ごろ

最終試験 個別面接：11月中旬から下旬ごろ

詳しくは
市ホームページ
をご覧ください



試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務職	5人程度	一般事務など
保健師	1人程度	保健福祉に関する助言や支援など
精神保健福祉士	1人程度	障害福祉に関する助言や支援など
社会福祉士	1人程度	各種相談や支援など福祉行政全般
言語聴覚士	1人程度	言語訓練や発達に関する助言や支援など
心理職	1人程度	心理に関する助言や支援など

※保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、言語聴覚士、心理職は、採用後に行政需要の変化などにより、一般事務に従事する場合があります。

後期高齢者医療保険料率が変わります

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎ 029 - 309 - 1213

後期高齢者医療保険料率は、高齢化などによる医療費の増加などを反映し、2年ごとに見直されます。令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率は、下表のとおりです。

新たに子ども・子育て支援納付金分（子ども分）の保険料が新設され、従来の保険料（医療分）に合算して賦課されます。※保険料率は県内均一です。

区分	令和6・7年度	令和8年度		令和9年度	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
均等割額	4万7,500円	4万9,500円(+2,000円)	1,400円	4万9,500円	再度見直し予定
所得割率	9.66%	9.32% (－0.34%)	0.28%	9.32%	

個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額 (100円未満切り捨て)	＝	医療分	<table><tr><th>均等割額</th><th rowspan="2">＋</th><th>所得割額</th></tr><tr><td>被保険者1人当たり <u>4万9,500円</u></td><td>賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (9.32%)</td></tr></table>	均等割額	＋	所得割額	被保険者1人当たり <u>4万9,500円</u>	賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (9.32%)	＋
		均等割額	＋	所得割額					
被保険者1人当たり <u>4万9,500円</u>	賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (9.32%)								
子ども分	<table><tr><th>均等割額</th><th rowspan="2">＋</th><th>所得割額</th></tr><tr><td>被保険者1人当たり <u>1,400円</u></td><td>賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (0.28%)</td></tr></table>	均等割額	＋	所得割額	被保険者1人当たり <u>1,400円</u>	賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (0.28%)			
均等割額	＋	所得割額							
被保険者1人当たり <u>1,400円</u>		賦課のもととなる金額※ × 所得割率 (0.28%)							

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額
「総所得金額等」とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。遺族年金や障害年金は収入に含みません。

賦課限度額
(保険料の年間上限額)
が改正されます

医療分は現行の80万円から85万円に引き上げられます。
子ども分は2万1,000円となります。